

# 令和8年度採用 長野県池田町「地域おこし協力隊」 募集要項

ー池田町に暮らしながら、地域住民とともに地域づくりに取り組んでいただける隊員を募集しますー

池田町は長野県の北西部「安曇野（あづみの）」に位置し、雄大な北アルプスと麓に広がる田園風景を一望できる景観が自慢の人口9,000人余りの町です。

ついでには、まちなか活性化施設の利用推進と、イベント開催等によるまちなかの商業活性化及び町内で収穫された農産物による特産品開発を行っていただける「地域おこし協力隊員」を次の通り募集します。

都市部から人材を受入れ、北アルプス山麓が一望できる池田町での特産品開発をとおして魅力あるまちづくりを図るため、次のとおり「地域おこし協力隊」を募集します。

地域おこし活動に意欲・興味のある方、地域住民や行政職員、関係団体などと一緒に考え、汗を流して取り組んでくれる方の応募をお待ちしております。

## 1 募集人員 1名

## 2 主な活動内容

### まちなか活性化施設の利用推進及び特産品開発担当

(1) 町内で収穫された農産物による特産品開発

(2) まちなか活性化施設の利用推進に関すること

①まちなかの賑わい拠点施設（以下、シェアベースにぎわいと呼称）の利用推進及び施設管理（指定管理事業者への協力を含む）

②シェアベースにぎわいを中心とした、まちなか活性化イベントの実施

(3) その他、地域の振興に関する活動

## 3 募集対象 次のすべての要件に該当する方

(1) 令和8年4月1日現在、20歳以上概ね40歳以下の方で、性別は問いません。

(2) 現在お住いの地域が特別交付税措置に係る地域要件<sup>\*1</sup>を満たしている方（三大都市圏内の都市地域、三大都市圏内の一部条件不利地域、政令指定都市等）で、採用後住民票を池田町に異動し移住できる方

※1…詳細は総務省の地域おこし協力隊関連ページの「地域おこし協力隊及び地域プロジェクトマネージャーの特別交付税措置に係る地域要件確認表（令和4年4月1日現在）」をご確認ください。

(3) 特産品開発に対する関心が高く、活動期間終了後、池田町に定住し特産品開発に意欲のある方

(4) 心身ともに健康で明るく、地域になじむ意思があり、確実に職務を行うことができる方

(5) 行政や地域住民とのコミュニケーションを図り、地域づくり活動に理解と熱意があり、積極的に活動できる方

(6) 普通自動車運転免許を有しており、日常的に運転をしている方

(7) 基本的なパソコン基本操作（ワード、エクセル、メール対応など）及びインターネット、SNS等活用できる方

(8) 土日及び祝日の行事や夜間の会議など、必要に応じて参加できる方

(9) 自治会に加入し、活動に参加する方

(10) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条に規定する欠格条項に該当しない方

(11) 3年間継続して働くことができる方

## 4 着任日

令和8年6月1日

## 5 勤務条件等

雇用形態	会計年度任用職員として任用
雇用期間	雇用開始日から1年間（令和8年6月1日からの雇用となります） ただし、勤務実績を踏まえ、雇用日から最長で3年間の間、公募によらない再度の任用を行う場合があります。なお、職員としてふさわしくないと判断した場合は、雇用期間中であってもその職を解くことができるものとします。
勤務場所	池田町役場庁舎等の事務室に勤務し、池田町内で活動していただきます（所属は池田町振興課商工観光係）
勤務日数及び勤務時間	勤務時間：原則週37.5時間（時短も選択可） ・活動により勤務時間帯は変動することがあります。（休日勤務は振替対応） ・年次休暇（6か月経過後に付与）、その他特別休暇
報酬	月額194,516円 期末手当年2回（各回最大月額報酬1カ月分）、勤勉手当年2回（各回最大月額報酬0.3カ月分）（ただし、年度途中採用の場合は規程により減回、減額）
加入保険	池田町職員として、共済（健康保険）・厚生年金・雇用保険・労働災害保険に加入します。その際個人負担があります。
住居	任用期間中の住居の月額家賃・駐車料金は条件付きで60,000円まで補助します。本人所有住居は補助対象外です。転居に係る費用、生活備品及び光熱水費、敷金、礼金、更新料、火災保険及び契約時の仲介手数料等月々の家賃以外の費用は全額個人負担となります。 ・住居の賃貸契約は基本のご自身で行っていただきます。なお、町内にペット可の賃貸住宅はほぼありませんのでご承知おきください。現在の隊員（前任）が退去したアパートに入居できる可能性があります。（入居可能日はクリーニング後の5月下旬を予定） ・育児休業など国による特別交付税措置対象外の期間は家賃等の補助はされません。
貸与備品	庁内ではパソコンを貸与、また、活動時には公用車を使用できます。
その他	研修費、研修等に係る旅費は予算の範囲内で町が負担します。
被用者負担	(1) 応募、転居等に要する経費 (2) 住宅に係る家賃、光熱水費、電話等通信費など（家賃、駐車料金は一定額まで補助） (3) 活動期間中の生活に必要な家具、電化製品等の備品など
副業	週休日や勤務時間外において、隊員活動に差支えない範囲での副業が可能です。

## 6 応募・手続き

- (1) 提出書類（①～③は町ホームページからダウンロードしてください）  
①池田町地域おこし協力隊応募申込書 ②履歴書 ③活動目標レポート ④現住所地の住民票
- (2) 提出方法 書類を郵送又は窓口持参により提出してください（窓口持参は平日の8:30～17:15のみ受付）。  
ただし、提出書類は返却しません。
- (3) 提出期限 令和8年3月31日（必着）
- (4) 提出先・問い合わせ先  
〒399-8696 長野県北安曇郡池田町大字池田 3203-6  
池田町役場総務課企画係 地域おこし協力隊担当  
電話 0261-62-3131（代表） ファクシミリ 0261-62-9404 電子メール machi@town.ikeda.nagano.jp

## 7 選考

- (1) 第1次選考 書類審査 令和8年4月上旬 結果を応募者全員に通知します。
- (2) 第2次選考 面接審査 令和8年4月中旬  
第1次選考合格者を対象に、ZOOMを利用したweb面接を行います。日時は個別に調整します。なお、第2次選考に要する通信費等は応募者の負担とします。結果は面接後数日でお知らせします。